ニ　弁護士又は弁護士法人 ホ　公認会計士又は監査法人 ヘ　税理士又は税理士法人 ト　第四十五条第五項第十五号に掲げる業務を営む会社（当該金庫の子会社等以外の会社に限る。） ［2～4　略］	四　台風、地震その他の異常な気象、海象又は地象により営業所又は事務所においてその業務を行うことが当該営業所又は事務所の役員、職員又は利用者の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにより当該営業所又は事務所の業務の全部又は一部を休止する場合 五　［略］ 3　銀行法第五十二条の四十七第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　［同上］ 二　前項第四号に該当する場合 三　［略］ 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。
（臨時休業の届出等） **第百十二条**　［略］ 2　銀行法第十六条第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 ［一～三　略］ 四　台風、地震その他の異常な気象、海象又は地象により事務所においてその業務を行うことが当該事務所の役員、職員又は利用者の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにより当該事務所の業務の全部又は一部を休止する場合 五　［略］ 3　［略］ 4　銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　［略］ 二　第二項第二号、第四号又は第五号に該当する場合 三　［略］ 5　銀行法第十六条第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　［略］ 二　第二項第四号に該当する場合 三　［略］ （特定労働金庫代理業者の臨時休業の届出等） **第百四十四条**　［略］ 2　銀行法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 ［一～三　略］	（臨時休業の届出等） **第百十二条**　［同上］ 2　［同上］ ［一～三　同上］ ［号を加える。］ 四　［同上］ 3　［同上］ 4　［同上］ 一　［同上］ 二　第二項第二号又は第四号に該当する場合 三　［同上］ 5　［同上］ 一　［同上］ ［号を加える。］ 二　［同上］ （特定労働金庫代理業者の臨時休業の届出等） **第百四十四条**　［同上］ 2　［同上］ ［一～三　同上］

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府令・農林水産省令第九号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　江藤　拓

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令
（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（専門子会社の業務等） **第三十四条**　［略］ ［2～6　略］ 7　法第十一条の六十六第一項第六号の二の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法	（専門子会社の業務等） **第三十四条**　［同上］ ［2～6　同上］ 7　［同上］